

# 溶融スラグ入りの建設資材の製造者の募集について

静岡市では、平成 21 年 12 月 1 日付けで「溶融スラグ有効利用ガイドライン」を制定し、本市発注の公共工事においては、溶融スラグを積極的に利用することといたしました。

つきましては、溶融スラグを原材料とする建設資材の製造者を募集することといたしました。製造希望者は、下記のとおり対応していただきますよう、お願いいたします。

## 1 対象とする建設資材

### ① 溶融スラグ入り再生加熱アスファルト混合物

- (1) 再生密粒度アスファルト混合物（13）A配合〔表層用〕
- (2) 再生密粒度アスファルト混合物（20）A配合〔表層用〕
- (3) 再生粗粒度アスファルト混合物（20）A配合〔基層用〕
- (4) 再生密粒度アスファルト安定処理路盤材〔（上層）路盤用〕

※ 骨材の一部を溶融スラグと置き換えたもの

### ② 溶融スラグ入りコンクリート二次製品（JIS規格製品に準拠）

- (1) 歩車道境界ブロック
- (2) 地先境界ブロック
- (3) L型側溝
- (4) U型側溝

※ JIS規格に沿った形状・強度を有し、骨材の一部を溶融スラグと置き換えたもの

※

## 2 溶融スラグ入りの建設資材の使用範囲

静岡市が管理する国道、県道、市道、農道、林道、道路及び公共施設敷地内において施工する、本市発注の工事において、対象資材が製造されている場合に、優先使用します。なお、各資材の使用量は、工事の実施内容によって変化しますので、一定量の出荷を保証するものではありません。

## 3 使用原材料

建設資材の製造に必要な溶融スラグは、静岡市の清掃工場で製造したものとし、建設資材の製造希望者に、販売業者を通じて販売します。

## 4 建設資材の製造の手続き

- ① 製造希望者は、静岡市建設局土木部技術政策課技術・検査グループ（054-221-1078）までご連絡ください。

- ② 製造希望者は、溶融スラグの購入条件及び取扱い等について、溶融スラグの販売業者に確認をお願いいたします。
  - ③ 建設資材は、技術政策課において試験練り立会い及び製品検査を実施した後に、本市発注工事で使用していくこととなりますので、溶融スラグ入りの建設資材の製造後、アスファルトについては「現場配合試験練り立会い検査申請書」を、二次製品については「製品検査申請書」を技術政策課までご提出ください。製品検査の基準や申請様式等は、技術政策課より提示いたします。
  - ④ アスファルトの「現場配合試験練り立会い検査申請書」は、毎年5月末日までにご提出ください。
- ※ ただし、二次製品については、製造される製品を把握しておきたいため、製造希望者は、毎年2月末日までに、製品検査申請を予定している製品をご連絡ください。

## 5 工事費積算上の取扱い

本市では、当面の間、「溶融スラグ入りの建設資材」の積算単価は、「溶融スラグを含まない同一規格の建設資材」と同一単価とします。

なお、溶融スラグの品質、溶融スラグ入りの建設資材の品質、設計上の留意事項及び施工時の留意事項等は、技術政策課のホームページ内の「溶融スラグについて」内の「溶融スラグ有効利用ガイドライン」をご覧ください。